

万が一の事故に備えて、ぜひ加入しましょう

令和3年度

交通災害共済会員募集

受付開始

2月1日(月)

共済期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日
(4月1日以降の加入は申込受付時から)
※共済期間中の事故が支給対象です。

交通災害共済は、市民の皆さんが会費を出し合って、交通事故にあった場合に見舞金の支給を受けられる助け合いの制度です。



年会費

大人：500円 18歳未満：100円

対象となる交通事故の例

- ・歩行中に車にはねられたり、ひかれたりした事故
- ・自動車、バイク、自転車（小児用を除く）などの車両による人身事故
- ・自転車（小児用を除く）で走行中に転倒し、受傷した事故

加入方法

会費を添えて次の場所でお申し込みください。

交通安全対策課(リリア3階)、支所、川口駅前行政センター、駅連絡室、公民館での出張受付(下記の日程表を参照してください)

※前年度加入されているかた(加入申込書が郵送されたかた)は、上記に加え、金融機関(郵便局を除く)の窓口でも申し込みできます。

加入できるかた

市内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた

支給額

【共済見舞金】

治療期間・実日数により等級を決定し支給します。

8等級(治療実日数7日未満)1万5千円
～1等級(死亡または重度障害)150万円

【入院見舞金】

入院実日数により支給します。

30日を超える日1日につき500円

【診断書料助成金】

共済見舞金の請求に必要な診断書料を助成します。

1通あたり上限5,000円

入院は1日
から支給の
対象!



自転車の単独
事故でも支給
の対象!



※請求期限は事故発生日から1年以内です。

公民館出張受付 9:30～11:00 ※新型コロナウイルス感染症の影響により中止する場合があります。

2月16日(火)	前川南公民館	2月18日(木)	里公民館	2月25日(木)	上青木公民館
2月26日(金)	芝富士公民館	3月3日(水)	領家公民館(3月2日(火)より、東領家小学校グラウンド西側に移転します。)		



- 自動車事故はもちろん、自転車の自損事故などの軽い事故でも、必ず最寄りの交番や警察署へすぐに届け出てください。届け出がないと交通事故証明書が発行されないため、見舞金の請求ができません。
- 損害賠償責任補償がある自転車保険ではありません。

学童等災害共済は廃止となります

18歳未満のかたの生活全般の事故を対象とした学童等災害共済は、令和3年3月末をもって廃止となるため、会員の募集は行いません。なお、現在会員であるかたの見舞金の請求期限は、事故発生日から1年以内です。長い間ご利用いただき、ありがとうございました。



問い合わせ…交通安全対策課(リリア3階) ☎048-259-9023 FAX048-254-3471